

令和元年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(令和2年3月24日)

1 日時

令和2年3月24日（火）

午後 15時40分 開会

午後 16時40分 閉会

2 場所

中町ビル2階 大会議室

3 議事

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について

4 出席委員

河津賢澄 崎田裕子 清水晶紀 鈴木秀子 高橋龍之 武石稔 武田憲子
新妻和雄 細谷寿江 渡邊明（以上10名）

5 欠席委員

大迫政浩 大堀武 小野広司 高荒智子 中野和典 油井妙子（以上6名）

6 事務局出席職員

橋本環境回復推進監兼環境保全担当次長

高橋産業廃棄物課長

菅野産業廃棄物課主幹兼副課長

國井産業廃棄物課主幹 他

7 内容

（1）開会（司会：吉田産業廃棄物課主任主査）

（2）議事録署名人

議事に先立ち、河津部会長から議事録署名人として武田委員と新妻委員が指名された。

（3）議事

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について

事務局（高橋産業廃棄物課長）から資料1、資料1-1から資料1-5、資料2、資料2-1から資料2-3により説明し、以下の質疑があった。

○事前質問への事務局回答

【高橋産業廃棄物課長】

最終処分だけでなく中間処理においても課税した場合、実質的に5倍以上

の負担が生じるという説明について、どういうことなのかという質問を事前に渡邊委員からいただいている。

最終処分への税率はどこでも1トンあたり千円が基本である。本県のように最終処分にのみ課税する方式では、例えば中間処理（焼却）後、燃え殻が2割発生し、これを最終処分する場合には、排出事業者には1トン当たり200円の税金が中間処理業者に渡すときにかかる。一方、中間処理と最終処分に課税する方式では、中間処理業者に搬入するときの税率は、1トン当たり800円である。ということは、排出事業者にとってみれば、中間処理（焼却）を委託するときに800円かかって、さらに最終処分する分の200円、結果として排出事業者は中間処理（焼却）に出すときに1トン当たり1,000円の負担をしていると、そういう意味で5倍以上の負担がかかるという考え方である。

【高橋産業廃棄物課長】

また、自社最終処分に係る課税の特例については、福島県地方税制等検討会の中でも検討いただいております、その中で環境政策上の視点から公益性や公平性について十分に検討することが必要であるという報告をいただいているが、この「公益性」や「公平性」というのは具体的にどういうことかという質問を事前に渡邊委員からいただいている。

「公益性」については最終処分場の容量についての視点である。最終処分場は廃棄物処理に不可欠であるが、建設が非常に難しいという状況にある。多量に廃棄物を排出する事業者自身が処分しない場合、業者が設置している最終処分場の容量が減り、県の廃棄物処理計画の中でも言及しているが、県内の埋立残余容量を圧迫しかねない。このため、廃棄物を排出する事業者が自社処理するということは公益性がある、という考えである。

「公平性」については最終処分する費用についての視点である。自ら処分する場合も業者に委託して処分する場合も、多少の差はあれ、いずれも費用負担をして処分をしておき公平である、という考え方である。

【高橋産業廃棄物課長】

自社最終処分を行っている事業者への聞き取り調査結果の中で、「船で搬出」と回答している事業者の搬出先についての質問を事前に渡邊委員からいただいているが、搬出先は他県である。台風など天候の影響により長期間船が運航出来ない場合は、自社の処分場に入れざるを得ないとの話があった。

【高橋産業廃棄物課長】

エネルギー産業に関する主な課題として、石炭からLNG等への速やかな燃料転換は困難と考えられるとしているが、「速やかな」とはどの程度の年数かという質問を事前に渡邊委員からいただいている。

事業者へのヒアリングでは、石油から石炭への転換は例があるが、石炭から

LNGへの転換は施設の設計変更からやり直す必要があり、建て直しには数十年程度かかることが想定されるとのことであった。

○当日の説明への質疑

【渡邊委員】

事前に提出した質問への回答がなかったところとわからなかったところを質問させていただきたい。

一つは船で他県に運ぶか自社の処分場に埋設するという事業者について、それは他県に運ぶほうが税制上のコストが有利だからという意味なのか、あるいは船で運んだ先で海面での埋立に使うなどの有効活用が出来るという意味なのか分からなかったので確認をしたい。

また、リサイクルはコストが見合わないという回答をしている業者があるが、産業廃棄物税が本来産業廃棄物を少なくするための税制であり、いかに少なくするかということを考えて、リサイクルがコスト的に合わないというのであれば、それ以上に税金を高くすれば多分やってくれるのかと思う。リサイクル、再生利用がコスト上見合わないというものの中身を細かく知りたいというのが二点目である。

自社処分に関する課税の特例は、税金を徴収するという観点からも問題はあると考えるが、例えば自分の土地だから勝手に使って廃棄物をどんどん埋めていいという話には、地球規模的な問題からいうとならない。時代的に先を読むということを考えて、そんなことをしていいのかというグローバルな問題があって、そういう観点での公平性という考えもあるのではないかと考えたが、そうではなく、より具体的で実践的な理由があることがわかり、「なるほど」と思った。

最後にもう一点、今回の資料に石炭火発の問題が載せられており、アンケートとか業者の意見だと、施設はそう簡単にLNGには替えられないという話だが、国際的にはやはり石炭火発はやめてくださいという時代が来ている。しかも福島県は、震災・原発事故を受け、再生可能エネルギーを推進していくという中で、たくさんの石炭火発を抱えて本当にいいのかという課題を私たちは率直に考えていかななくてはいけないと思う。税制のあり方としては従来どおりという事務局案で異存は無いが、自分の土地であっても有効活用して環境に負担を与えないという土地の利用が重要だという観点からの問題指摘、要望事項も載せる必要があると思う。

特に、私は累進課税という話を聞いた時に、高くした方がいいというふうに思っていたが、産業の保護という問題や、それから県の産業ということも考えると、なかなかそうはいかないという事情はよく理解出来た。けれども、やはりその燃料の転換なり、石炭は重要なベース電源だとは言えないと私は思うので、その辺は是非ご考慮いただければ有難い。

それからアンケート結果について、その中に業界団体9団体の中からの産業廃棄物税活用事業に関する意見が載っている。「バランス良く配分して欲し

い」と書いてあるが、この中で突出しているのは「その他」の事業が33%であるというもの。少なくとも①産業廃棄物排出量の抑制、②リサイクル（物質循環）の推進、③産業廃棄物処理施設の整備促進、⑤産業廃棄物の適正処理の推進までの使途に8割くらいのお金を使うというのなら分かる、もちろん、環境教育などにお金を使われているのは今までの説明で十分分かっているが、その他のところで拡大解釈して、本来例えば他の財源でやらなければならない事業を廃棄物のお金があるからやる、というふうに取り扱われるような税の使い方というのはいかがなものか。産業廃棄物処理業者、納税者が納得いくような形で、減量化に産業廃棄物税を使うのだという姿勢を見せる必要があると思う。そういう意味でも、税の使い方についても審議していかなければならないと思う。

【河津部会長】

非常に厳しい意見であり、石炭火発の問題はみんなで真剣に考えなければならぬと思う。県の環境基本計画、それ以上に総合計画でも考えていかなければならない課題だと思う。

【崎田委員】

最初の審議の時には、今までの取組に特に問題がなければ継続していくという意見を持っていたが、今回は、この仕組をもう少し良くすることは出来ないのか、もう少し真剣に考えた方がいいと感じた。

特に、多量排出事業者への配慮というのは本当にこのままで良いのかということ。ばいじんの割合が他の県よりも福島県で非常に高いのは、産業の構成としてエネルギー産業が多いことが理由だが、もう少し努力したら減る、というようなことを考えることは出来ないか。エネルギー関連の会社の答えに天候が悪くて運び出せなかったということがあったが、それなら天候が悪いときにはどうやったらリサイクルできるか、そのための設備投資とかはないのか、普通はそう考えると思う。天候が悪くて運びだせないから最終処分に行くという流れを断ち切る事が出来ないのかとかいろいろ見えてきたと思う。私は今の日本のエネルギー安定供給にとって石炭火力発電は、無いと国全体が回らないということである程度必要だと思うが、これが多いということは、世界的なCO2の問題で課題視されている。火力発電から他の発電に設備を変更するときには、環境負荷をできるだけ下げる方がよいとエネルギー事業者に積極的に思っていていただく制度にしておくことが大事なことだと思う。そういう意味で、今回かその次か、見直しが必要かと思うが、そういう方向性を持っていた方がよいと思う。

最後に一点、税金の使い道の中で思ったが、電子マニフェスト化の率が何パーセント位になっているのか。今は増えているが、以前はすごく少なかった。目標が確か70%ぐらいまで使ってもらおうということなので、今は増えているということであれば良いが、もし電子マニフェスト化の率が低いのであれば、業界全体で一気に取り組んで、どういうところから、どういうふうに出て、どう使われているのかとか、全体がすぐ把握できるようなことへの使い方

大事なのではないかなと思った。

【河津部会長】

ありがとうございました。

まとめてご質問と意見をいただいた。

【高橋産業廃棄物課長】

本県の電子マニフェストの普及率については、上がってきてはいるが、全国との比較で言えば平均より下に位置している。普及率を上げていくことは今後の課題の一つである。

渡邊委員からの事前質問への回答が漏れていた部分について、一つは船便で輸送する目的だが、これは再生利用のためである。エネルギー産業で出る石炭灰のほとんどはセメントとして利用されている。現在、県内にセメント工場は無いので、県外のセメント工場に船で搬出している。

二つ目は再生利用のコストの問題で、再生利用に見合う税率をかければ、再生利用されるのではないかということだが、税率を上げれば再生、排出抑制へ向かう要因の一つにはなると思う。それと相まって、リサイクルに対する意識だとか、生産の現場から流通、使用して廃棄となるまで、全体の仕組みの中で意識の高まりというのが重要であり、総合的にこれらの対策を行うことにより排出抑制やリサイクルの促進がなされると考えている。

【清水委員】

自社最終処分について、事務局側の考えとしては特例を継続することが妥当であるという結論だったと思うが、廃棄物の総量を抑制するという観点からすると、区別せずに課税する方がいいということ。資料では、当時地方税制等検討会の報告書を受け入れ、自社で設置し維持管理費用を負担しているという視点から、公益性や公平性について十分に検討することが必要であり、その上で不均一課税とすべきとの意見が出されたとしている。自社最終処分の事業者は自分のところで処分場を確保しているということで企業努力がなされているということが一つの理由であるが、そのことへの評価は、徴収した産業廃棄物税の使途として事業者に対して何らかの支援をすとかフォローするという形で対応する方が、課税段階の公平性という部分にも配慮できて良いのではないかと感じた。先ほど崎田委員が、この仕組みをもう少し良く出来ないかと述べていたが、そういう方向性もあるのではないかと意見である。

特例納付事業者に関しては、1万トンを超える石炭火力発電所などの排出者が該当するという話だった。有識者の方へ聞き取り調査を行い、産業保護に関わらず一応の議論をしたことが紹介されており、それはそれで理解できたが、最初の行にある「税を課していない地域との企業の競争力を考慮する必要もある」ということについて、本県の状況を当てはめると、隣接県では特例を整備していない県ばかりなのでむしろ軽減すべきではない、というふうに導くこともできるのではないかと感じた。

併せ産廃に関しては、課税しないというのが事務局の考えだと思うが、併せ

産廃も課税対象とする県は、具体的にどういう形で一廃と産廃を切り分け、排出実態を把握しているのか教えていただきたい。そしてもしその把握方法に特に問題があるというふうに福島県として考えているのであれば、それがどうことであるのか教えていただきたい。

【高橋産業廃棄物課長】

実際に併せ産廃を課税対象にしているところがどういう手法で行っているかということについては確認させていただきたい。

それから特例制度について、税を課していない地域との競争力の考慮ということに関しては、該当企業の中には国内での競争相手はそれほど多くなく、むしろ外国との競争が熾烈となっているところもあるため、一律の当てはめが難しい場合もあると考えている。

【河津部会長】

その他質問があれば事務局へ直接ご連絡いただければと思う。

【高橋委員】

税の使途について、我々の業界の要請、要望、意見を反映し、「産業廃棄物処理業の振興」という項目を新たに挙げ、その中に「処理技術等向上に向けた人材育成」という項目も追加された。産業廃棄物のリサイクル技術であったり、減量化技術、それと適正処理の技術、当然のことながらこれをやるのは設備ではなく人なので、ここに投資し高めることで、産業廃棄物税の所期の目的に近づけると思う。我々産業廃棄物処理業者と排出事業者が一緒になって減量化技術やリサイクル技術の力をつけていけるよう、是非予算化し、1～2年のうちに早期に展開していただきたい。

使途については、本来の目的である排出抑制であったり、リサイクル、そういったところにいかに使うかというバランスが大切。処理業者の育成は今まで1%しかなかったが、今回の見直しで大丈夫だと思う。なぜこの事業に使っているのかというふうに思われたいよう、バランス良く配分していただきたいということが当協会の要望の中にも入っているのでよろしくお願ひしたい。

(4) その他

なし

(5) 閉会